

未就学児に係る国民健康保険料の被保険者均等割額の減額について

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険料の被保険者均等割額を減額するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 未就学児に係る被保険者均等割額を減額する規定を新たに設ける。

(第17条の3関係)

ア 世帯に未就学児がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、一般被保険者又は退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数切上げ）を控除して得た額とする。

イ 市長は、アの額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

ウ ア及びイの規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。

エ 低所得者の保険料の減額基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、(ア)の額から(イ)の額を控除して得た額とする。

(ア) 一般被保険者又は退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に低所得者の保険料の減額基準の規定の区分に応じてそれぞれ10分の7、10分の5又は10分の2を乗じて得た額（1円未満の端数切上げ）を控除して得た額

(イ) (ア)の額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数切上げ）

オ 市長は、エの額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

カ エ及びオの規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。

【基礎賦課額（医療分）】

（単位：円）

	低所得者の保険料減額			
	軽減なし	7割軽減	5割軽減	2割軽減
均等割額（1人あたり）	33,720	10,116	16,860	26,976
未就学児に係る均等割額の減額額	16,860	5,058	8,430	13,488
未就学児の減額後の均等割額	16,860	5,058	8,430	13,488

【後期高齢者支援金等分】

（単位：円）

	低所得者の保険料減額			
	軽減なし	7割軽減	5割軽減	2割軽減
均等割額（1人あたり）	11,640	3,492	5,820	9,312
未就学児に係る均等割額の減額額	5,820	1,746	2,910	4,656
未就学児の減額後の均等割額	5,820	1,746	2,910	4,656

※令和3年度の保険料率により計算

(2) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 令和4年4月1日

(2) この条例による改正後の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条及び第17条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、当該年度の前年度の決算見込みにおいて剰余金を生ずる場合には、当該剰余金見込額（芦屋市国民健康保険事業特別会計基金条例（昭和59年芦屋市条例第11号。以下「特別会計基金条例」という。）第2条第1号の規定による積立金を除く。）を控除するものとし、不足額を生ずる場合には、当該不足見込額を加算するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、当該年度の前年度の決算見込みにおいて剰余金を生ずる場合には、当該剰余金見込額（芦屋市国民健康保険事業特別会計基金条例（昭和59年芦屋市条例第11号。以下「特別会計基金条例」という。）第2条第1号の規定による積立金を除く。）を控除するものとし、不足額を生ずる場合には、当該不足見込額を加算するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第17条及び第17条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p>	<p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第17条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p>

改正後	改正前
<p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（<u>低所得者の保険料の減額</u>）</p> <p>第17条（略）</p> <p>（特例対象被保険者等の特例）</p> <p>第17条の2（略）</p> <p>（<u>未就学児の被保険者均等割額の減額</u>）</p> <p>第17条の3 <u>当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項に規定する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の5又は第13条の6の8」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>当該年度において、第17条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均</u></p>	<p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第17条（略）</p> <p>（特例対象被保険者等の特例）</p> <p>第17条の2（略）</p>

改正後	改正前
<p><u>等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第17条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額</u></p> <p><u>(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。）</u></p> <p><u>5 市長は、前項に規定する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</u></p> <p><u>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の5又は第13条の6の8」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（保険料額の通知）</p> <p>第18条 （略）</p>	<p>（保険料額の通知）</p> <p>第18条 （略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例第17条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。